

政策会議付議事案書 (令和6年1月15日)

提案課名 高齢介護課
報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>秦野市介護保険条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>令和6年度から3か年を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の介護保険料等を改定するため、秦野市介護保険条例の一部を改正するものです。</p> <p>介護保険料の算定に大きく影響のある介護給付費は、介護報酬改定及び高齢者人口の増加等に伴い、年々増額傾向にあることから、介護保険料の増額は避けられない状況です。</p> <p>改定に当たっては、なるべく介護保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付費等準備基金の取崩し及び保険者機能強化推進交付金などを活用するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、所得再分配機能を強化する（標準段階の多段階化、低所得者の標準乗率の引下げ、高所得者の標準乗率の引上げ等）ことで、影響が大きい低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図るため、介護保険料の算定に必要な諸係数等をあわせて改定するものです。</p> <p>なお、介護保険料の上昇を長期的な観点から抑制を図るため、介護予防事業の充実、適正化事業の強化、収納率向上の推進などの事業に取り組んでいます。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 介護保険料の所得段階数、基準所得金額及び所得段階の割合の改正</p> <p>(1) 令和5年12月22日 厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課通知発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）」 ・「第9期計画期間に向けた介護報酬改定及び制度改正に係る対応について」 <p>(2) 令和6年1月中旬 介護保険法施行令 一部改正の公布</p> <p>2 介護保険料額について</p> <p>(1) 令和5年10月24日 第2回秦野市高齢者保健福祉推進委員会</p> <p>(2) " 11月16日 市議会に第9期計画素案について報告</p> <p>(3) " 11月17日～12月16日パブリック・コメントの実施</p> <p>(4) 介護給付実績などを含め、国が示す方法により、第9期計画における介護サービスの見込量を推計するとともに保険料基準額を算定</p> <p>(5) 令和6年1月9日 第3回秦野市高齢者保健福祉推進委員会</p>	

決定等を要する事項	<p>次のことについて、秦野市介護保険条例の一部を改正するものです。</p> <p>1 介護保険料の所得段階数、基準所得金額の改正</p> <p>国が示す第9期計画における介護保険料の標準段階（13段階）を参考に、第9期計画では、従来、13段階としている所得段階を介護保険料の抑制を図るため、16段階への多段階化を行うとともに、基準所得の区分を併せて改正すること。</p> <p>2 介護保険料の所得段階の割合の改正</p> <p>(1)「低所得者の標準乗率の引下げ」</p> <p>消費税増税に伴い、平成30年度から国標準に合わせ、実施している第1段階から第3段階の低所得者を対象とする標準乗率の引下げを、第9期計画では、物価高騰などの影響を配慮し、低所得者軽減の強化を図る必要があることから、国標準に合わせるため、さらに「低所得者の標準乗率の引下げ」を実施すること。</p> <p>(2)「高所得者の標準乗率の引き上げ」</p> <p>低所得者の保険料上昇を抑制する観点から実施する「低所得者の標準乗率の引下げ」に伴い、不足する介護保険料を補うため、「高所得者の標準乗率の引き上げ」を実施すること。</p> <p>3 介護保険料額の決定</p> <p>第9期計画（令和6年度から令和8年度まで）の介護保険料額を決定すること。</p>
今後の取扱い	<p>令和6年1月下旬 第4回高齢者保健福祉推進委員会（諮問・答申）</p> <p>〃 2月下旬 令和6年3月秦野市議会 第1回定例会に議案提出</p> <p>〃 4月1日 条例施行</p>

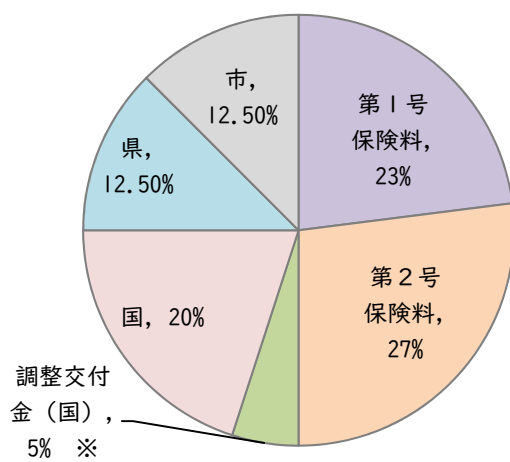
秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

1 介護保険サービスの財源構成について

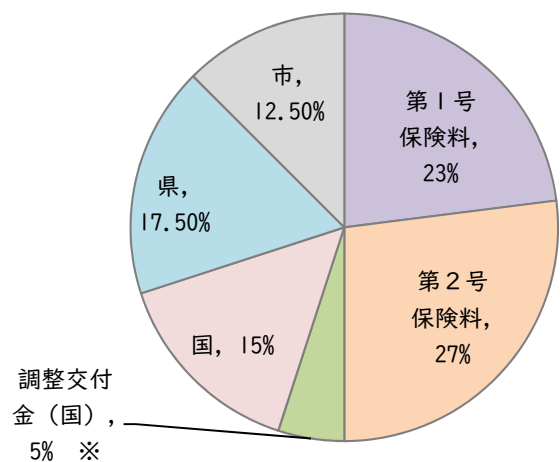
介護保険サービスは、原則として費用の1割～3割が利用者負担で、残りの9割～7割を公費（国・県・市）と介護保険の加入者（被保険者）の介護保険料で負担する。

■介護給付費財源構成

<居宅給付費>



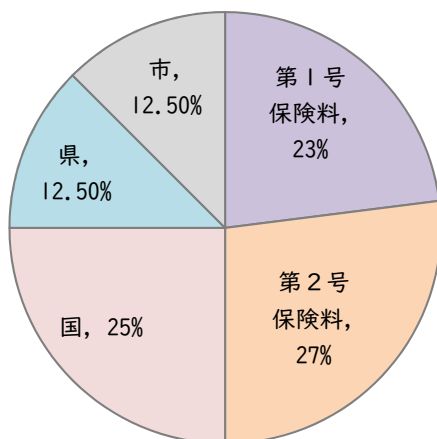
<施設等給付費>



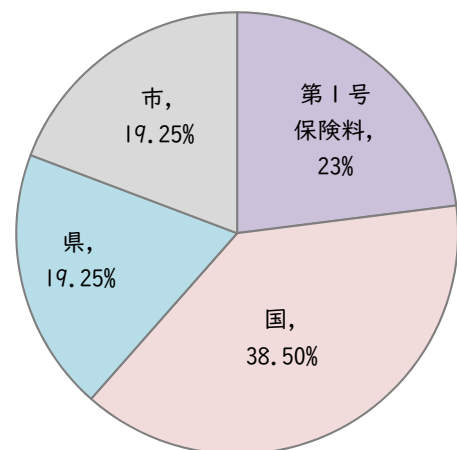
※国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で5%が各市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付される。交付割合が5%割合未満の場合は、差分が第1号被保険者の負担となる。

■地域支援事業費財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>



<包括的支援事業、任意事業>



2 第9期介護保険事業費の構成について

第9期計画期間における3年間の介護給付費等総額は、要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬改定の影響（+1.59%）等から、約450億円と見込んでいます。

この介護給付費総額から第1号被保険者負担分相当額を算出し、調整交付金見込額、介護保険給付費等準備基金の取崩し額等を勘案したうえで、保険料収納必要額を算出します。

			第8期計画	第9期計画	前計画比
A	介護給付費等総額	A=B+C	40,100,215 千円	44,992,078 千円	+12.2%
B	標準給付費見込額		38,279,641 千円	43,089,426 千円	+12.6%
C	地域支援事業費		1,820,574 千円	1,902,652 千円	+4.5%
D	第1号被保険者負担分相当額	D=A×E	9,223,049 千円	10,348,178 千円	+12.2%
E	第1号被保険者負担割合		23.0%	23.0%	
F	保険料収納必要額	F=D+G-H-I-J+K	9,632,951 千円	11,200,137 千円	+16.3%
G	調整交付金相当額		1,956,614 千円	2,195,781 千円	+12.2%
H	調整交付金見込額		414,572 千円	815,322 千円	+96.7%
I	介護保険給付費等準備基金取崩額		970,000 千円	420,000 千円	-56.7%
J	保険者機能強化推進交付金		186,000 千円	120,000 千円	-35.5%
K	特別給付費		23,860 千円	11,500 千円	-51.8%
L	予定保険料調定額	L=F/M	9,718,473 千円	11,293,876 千円	+16.2%
M	予定保険料収納率		99.12%	99.17%	

3 介護給付費財政調整交付金の見直し

介護給付費財政調整交付金は、市町村ごとの後期高齢者加入割合及び所得段階別被保険者割合の格差調整のため、交付されるものです。

第9期計画では、介護給付費財政調整交付金の所得段階及び所得段階別加入割合補正係数の見直しを行い、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能を強化されます。

【上記見直し反映後の調整交付金】

単位：円

	R6	R7	R8	合計
相当額	702,311,103	730,505,708	762,963,738	2,195,780,549
見込額	189,624,000	273,209,000	352,489,000	815,322,000
割合	1.35%	1.87%	2.31%	-

※相当額－見込額＝第1号被保険者の負担

4 介護保険給付費準備基金について

第8期計画では、計画策定当初、第9期への繰り越しは約2億程度を見込んでいましたが、新型コロナウイルスによる利用控えなどの影響から次期計画に繰り越せる基金残高は予想を上回る5億円程度になる見込みです。

第9期計画においては、高齢者人口の自然増だけでなく、介護職員の処遇改善や物価高騰対策などに配慮した介護報酬改定の影響により介護給付費は増加傾向にあります。市民負担をなるべく軽減するため、積立額5億円のうち、4億2千万円の取崩しを行い、介護保険料の抑制を図るものです。

なお、取崩額1億円の介護保険料への影響は、約54円です。

【単位：円】

	第8期計画 実績見込み		
	R3	R4	R5
年度当初積立額	1,189,946,834	1,036,415,566	841,802,135
取崩額（予算）	321,338,000	425,255,000	558,498,000
取崩額（決算）	250,000,000	310,000,000	520,000,000※
前年度繰越額	96,468,732	115,386,569	178,239,788
年度末積立額	1,036,415,566	841,802,135	500,041,923※

※令和5年度実績見込み

5 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について

2つの交付金は、市町村が行う高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた取り組みについて、国が示す評価指標に基づき評価されるものであり、交付金の使途は、地域支援事業や保健福祉事業に充当することができます。

本市では、平成30年度の交付金創設以降、高い評価を取得しているため、全国でも交付率が高い市町村となります。

令和5年度からは、国において交付金の予算規模を3/4とする見直しが行われたため、交付額も3/4程度に減額される予定です。

	R6	R7	R8	合計
保険者機能	20,000千円	20,000千円	20,000千円	60,000千円
努力支援	20,000千円	20,000千円	20,000千円	60,000千円
合計				120,000千円

6 介護保険料に係る算出方法の改定について

第9期計画の介護保険料を算出するに当たり、国通知に基づく「標準段階の多段階化」及び基準所得金額の見直し、「低所得者の標準乗率の引下げ」及び「高所得者の標準乗率の引上げ」による算出方法の見直しを行います。

(1) 「標準段階の多段階化」及び基準所得金額の見直しについて

国は標準段階を9段階から13段階に変更します。本市では、現在13段階ですが、介護保険料の上昇抑制を図るため、16段階を採用するものです。また、所得区分について国標準を参考に見直します。

【本市の介護保険料所得段階等の経過】

	第6期		第7期		第8期	
	割合	所得段階	割合	所得段階	割合	所得段階
6段階	1.15	120万円未満	1.12	120万円未満	1.12	120万円未満
7段階	1.25	200万円未満	1.25	200万円未満	1.25	210万円未満
8段階	1.50	400万円未満	1.40	300万円未満	1.40	320万円未満
9段階	1.70	600万円未満	1.50	400万円未満	1.50	400万円未満
10段階	1.90	800万円未満	1.70	600万円未満	1.70	600万円未満
11段階	2.10	1000万円未満	1.90	800万円未満	1.90	800万円未満
12段階	2.30	1000万円以上	2.10	1000万円未満	2.10	1000万円未満
13段階			2.30	1000万円以上	2.30	1000万円以上

※国が示す標準所得段階

- ・第1期～第5期：5段階
- ・第6期～第8期：9段階

(2) 「低所得者の標準乗率の引下げ」について

消費税増税に伴い、第1段階から第3段階の低所得者を対象に標準乗率の引下げを平成30年度から実施していますが、第9期計画では、低所得者の物価高騰などの影響を考慮し、国標準を準用し、軽減を強化します。この軽減分は高所得者の標準乗率を引き上げることで充当します。なお、従来軽減分は、低所得者保険料軽減額として、国1/2、県1/4が交付され、充当されています。

第8期計画				➔	第9期計画			
段階数	1段階	2段階	3段階		段階数	1段階	2段階	3段階
標準乗率	0.5	0.75	0.75		標準乗率	0.455	0.685	0.69
公費軽減割合	0.2	0.25	0.05		公費軽減割合	0.17	0.2	0.05
最終乗率	0.3	0.5	0.7		最終乗率	0.285	0.485	0.685

(3) 「高所得者の標準乗率の引上げ」について

低所得者の保険料上昇を抑制する観点から高所得者の標準乗率の引上げを行います。割合については国標準を参考に見直します。

■第8期介護保険料と第9期介護保険料の変更点

段階(割合)	対象者		段階(割合)	対象者	
第1段階 (0.50) ↓ (0.30)	本人が住民税非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第1段階 (0.455) ↓ (0.285)	本人が住民税非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階 (0.65) ↓ (0.50)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人	第2段階 (0.685) ↓ (0.485)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人
第3段階 (0.75) ↓ (0.70)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	第3段階 (0.69) ↓ (0.685)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階 (0.90)	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第4段階 (0.90)	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (1.00)		課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	第5段階 (1.00)		課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階 (1.12)	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	第6段階 (1.20)	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階 (1.25)		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	第7段階 (1.30)		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階 (1.40)		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	第8段階 (1.50)		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階 (1.50)		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	第9段階 (1.70)		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階 (1.70)		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	第10段階 (1.90)		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階 (1.90)		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	第11段階 (2.10)		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階 (2.10)		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 (2.30)		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階 (2.30)	前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	第13段階 (2.40)	前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人		
設定なし			第14段階 (2.50)		前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人
			第15段階 (2.60)		前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人
			第16段階 (2.70)		前年の合計所得金額が2,000万円以上の人

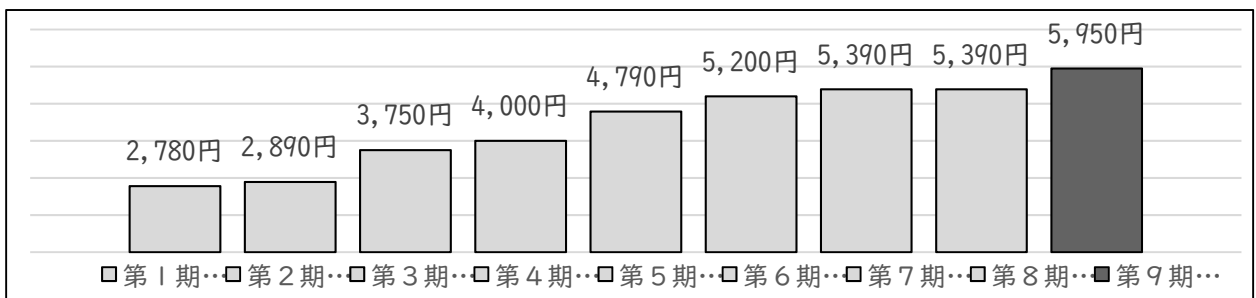
7 第9期介護保険料について

(1) 所得別介護保険料

第8期計画（基準月額5,390円）			第9期計画（基準月額5,950円）		
段階	係数	年額①	係数	年額②	差（②－①）
1段階	0.30	19,400円	0.285（-0.015）	20,340円	+940円
2段階	0.50	32,340円	0.485（-0.015）	34,620円	+2,280円
3段階	0.70	45,270円	0.685（-0.015）	48,900円	+3,630円
4段階	0.90	58,210円	0.90（±0）	64,260円	+6,050円
5段階	1.00	64,680円	1.00（±0）	71,400円	+6,720円
6段階	1.12	72,440円	1.20（+0.08）	85,680円	+13,240円
7段階	1.25	80,850円	1.30（+0.05）	92,820円	+11,970円
8段階	1.40	90,550円	1.50（+0.1）	107,100円	+16,550円
9段階	1.50	97,020円	1.70（+0.2）	121,380円	+24,360円
10段階	1.70	109,950円	1.90（+0.2）	135,660円	+25,710円
11段階	1.90	122,890円	2.10（+0.2）	149,940円	+27,050円
12段階	2.10	135,820円	2.30（+0.2）	164,220円	+28,400円
13段階	2.30	148,760円	2.40（+0.1）	171,360円	+22,600円
14段階	設定なし		2.50	178,500円	-
15段階			2.60	185,640円	-
16段階			2.70	192,780円	-

(2) 介護保険料基準月額の推移について

基準月額の推移は、徐々に増え続けている状況です。



各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市町村

厚生労働省老健局介護保険計画課

第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、令和6年度予算政府案等が決定されるとともに、第1号保険料負担の見直しについて、第110回社会保障審議会介護保険部会において「第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）」をお示し、その内容が固まったところです。

これらを踏まえ、第1号保険料及び介護給付費財政調整交付金に関する見直し内容及び第9期計画期間における第1号保険料等の算定に必要な諸係数を、以下のとおりお示しします。

併せて、本事務連絡でお示しする内容について、検討に当たって特に留意いただきたい事項に関するQ&A及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）その他の関係法令に係る現時点における改正案（本日より意見公募手続を実施中）を、別紙のとおりにお示しします。

各都道府県、各市町村におかれましては、これらを踏まえ、条例改正手続や令和6年度予算案への反映等、必要な対応を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

記

第1 第1号保険料に関する見直し及び諸係数について

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとしました。

1 国の定める標準乗率、公費軽減割合等

上記を踏まえ、国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合は、以下のとおりです。第1号保険料の低所得者軽減については、令和6年度予算案への反映をお願いいたします。なお、地域包括ケア「見える化」システムにおける諸係数についても、本日付で確定値に更新されておりますので、これを踏まえた再度の推計をお願いいたします。

段階数	1段階	2段階	3段階	・・・	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階
標準乗率	0.455	0.685	0.69		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
公費軽減割合	0.17	0.2	0.005		-	-	-	-	-
最終乗率	0.285	0.485	0.685		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

2 基準所得金額（第9期計画期間）

第9期計画期間における第1号保険料の基準所得金額については、「基準所得金額の設定等に係る調査について（依頼）」（令和5年6月29日付当課事務連絡）により依頼した第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ、以下のとおりといたします。

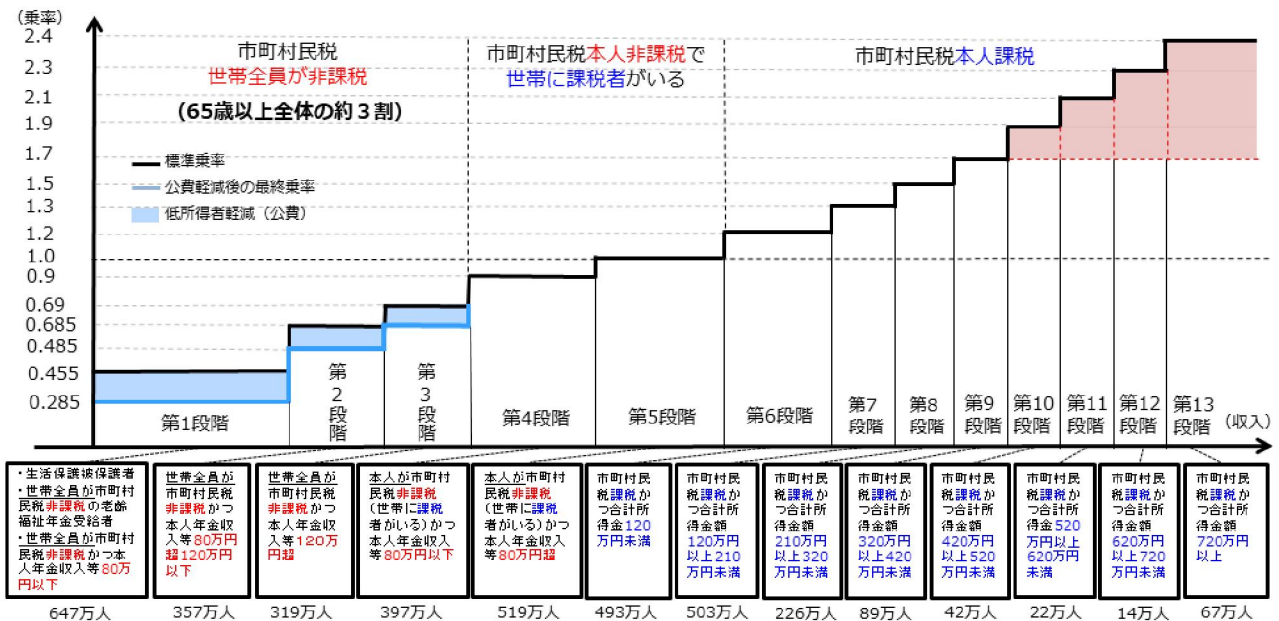
- ・ 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- ・ 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円
- ・ 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円
- ・ 第9段階と第10段階を区分する基準所得金額 420万円
- ・ 第10段階と第11段階を区分する基準所得金額 520万円
- ・ 第11段階と第12段階を区分する基準所得金額 620万円
- ・ 第12段階と第13段階を区分する基準所得金額 720万円

（参考）第9期計画期間における第1号保険料の標準段階・乗率（標準13段階）

※第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）（令和5年12月22日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえたもの

【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

事務連絡
令和5年12月22日

各都道府県
市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老健局老人保健課

第9期計画期間に向けた介護報酬改定及び制度改正に係る対応について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、令和6年度予算案等が決定され、令和6年度介護報酬改定の改定率、第9期計画期間に向けた制度改正等について、その内容が確定したところです。

従前、第9期介護保険事業計画の策定に向けては、サービス見込み量等の推計を円滑に行うことを支援するため、地域包括ケア「見える化」システム（以下「見える化システム」という。）における「将来推計機能」を提示しているところですが、給付費見込み等に関する標記に係る対応方法について、以下のとおりお示しします。

記

第1 令和6年度介護報酬改定に係る対応について

1 報酬改定率に係る対応について

令和6年度予算案では、令和6年度介護報酬改定率は+1.59%とされたところです。

今回の改定においては、介護職員の処遇改善分として+0.98%分が、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%が措置されますが、このうち、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、市町村の給付費見込み等においては、+1.54% $((1.59 \times 33 + 0.61 \times 2) \div 35)$ を反映いただきますようお願いいたします。

当該数値については、本日付で、見える化システム上の総給付費（特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額等を除く。）部分に反映いたします。
※報酬請求月ベースで1.59%の影響が33月、0.61%の影響が2月に及ぶ前提で算出。

その上で、見える化システムは、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額等の部分について、報酬改定率を反映する仕様となっていないことから、これらに対して報酬改定率が与える影響については、「影響額算出シート」を活用して試算いただくとともに、給付費見込み等への反映をお願いします。

当該シートを活用いただくことで、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額に対して、報酬改定率を反映することが可能となります。

2 地域区分に係る対応について

介護報酬改定の内容については、今後、社会保障審議会への諮問とそれに対する答申を経て決定されますが、地域区分については、現時点の情報として、令和5年11月30日に開催された第233回介護給付費分科会資料4「その他の事項」83ページの（別紙）「令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域（案）」を踏まえて見える化システムへの反映を行います。また、サービスごと、地域ごとに設定される1単位の単価については、人件費割合も含め、既存の単位を「案」として反映を行います。

地域区分が変更となる保険者については、変更後の各介護サービス給付費への影響の反映が見える化システム上で行われます。見える化システムへの反映時期等については、追って御連絡いたしますが、各保険者におかれましては、適宜反映状況を確認ください。

第2 第9期計画期間に向けた制度改正に係る対応について

今般、予算編成過程における検討を踏まえ、第9期計画期間に向けた制度改正として、多床室の室料負担の見直し及び基準費用額（居住費）の見直しの内容が確定いたしました。これらの見直しによって生じる影響（室料相当給付費の減少、特定入所者介護サービス費等の増加）は改定率に織り込まれているため、第1の1に示した対応をお願いします。

1 多床室の室料負担の見直しによる影響

多床室に関して、一部の施設（介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」）については、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入することとなりました。当該見直しによって、室料相当の給付費（見える化システム上の「総給付費」）が減少する一方で、対象となる入所者のうち利用者負担第1～第3段階の者に対する「特定入所者介護サービス費等給付額」が増加します。

2 基準費用額（居住費）の見直しによる影響

近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、基準費用額を増額することとなりました。その際、従来から補足給付における負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、その利用者負担が増えないようにする（負担限度額を0円で据え置く）ことに伴い、利用者負担第1段階の多床室利用者に対する「特定入所者介護サービス費等給付額」が増加します。

（補足） 利用者負担の在り方について

利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準については、予算編成過程における検討を踏まえ、大臣折衝において「介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る。」ことを確認したところです。このため、第9期計画期間における介護保険給付費への影響は生じません。

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係

担 当：新井、野沢、武村

電 話：03-5253-1111（内線：2937、2260）

介護保険料について

議案第 号資料

		改正前		改正後	
		区分	所得段階（負担割合）保険料額	区分	所得段階（負担割合）保険料額
本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者又は、課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第1段階 （基準額×0.3） 年額 19,400円	変更なし	第1段階 （基準額×0.285） 年額 20,340円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円～120万円の人	第2段階 （基準額×0.5） 年額 32,340円		第2段階 （基準額×0.485） 年額 34,620円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円を超える人	第3段階 （基準額×0.7） 年額 45,270円		第3段階 （基準額×0.685） 年額 48,900円
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第4段階 （基準額×0.9） 年額 58,210円		第4段階 （基準額×0.9） 年額 64,260円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円を超える人	第5段階 （基準額） 年額 64,680円		第5段階 （基準額） 年額 71,400円
本人が住民税課税	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円未満の人	第6段階 （基準額×1.12） 年額 72,440円	第6段階 （基準額×1.2） 年額 85,680円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円以上210万円未満の人	第7段階 （基準額×1.25） 年額 80,850円	第7段階 （基準額×1.3） 年額 92,820円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が210万円以上320万円未満の人	第8段階 （基準額×1.4） 年額 90,550円	第8段階 （基準額×1.5） 年額 107,100円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が320万円以上400万円未満の人	第9段階 （基準額×1.5） 年額 97,020円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が320万円以上420万円未満の人 第9段階 （基準額×1.7） 年額 121,380円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 （基準額×1.7） 年額 109,950円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が420万円以上520万円未満の人 第10段階 （基準額×1.9） 年額 135,660円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 （基準額×1.9） 年額 122,890円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が520万円以上620万円未満の人 第11段階 （基準額×2.1） 年額 149,940円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 （基準額×2.1） 年額 135,820円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が620万円以上720万円未満の人 第12段階 （基準額×2.3） 年額 164,220円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,000万円以上の人	第13段階 （基準額×2.3） 年額 148,760円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が720万円以上1,000万円未満の人 第13段階 （基準額×2.4） 年額 171,360円		
	区分追加	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,000万円以上1,500万円未満の人		第14段階 （基準額×2.5） 年額 178,500円	
		前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,500万円以上2,000万円未満の人		第15段階 （基準額×2.6） 年額 185,640円	
前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が2,000万円以上の人			第16段階 （基準額×2.7） 年額 192,780円		

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、65歳以上の介護保険被保険者に係る保険料について、負担能力に応じた適切な賦課をするため、その所得等に応じた区分を13段階から16段階に改めたうえで令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項の表第1号中「0.5」を「0.455」に、「32,340円」を「32,480円」に改め、同表第2号中「0.65」を「0.685」に、「42,040円」を「48,900円」に改め、同表第3号中「0.75」を「0.69」に、「48,510円」を「49,260円」に改め、同表第4号中「58,210円」を「64,260円」に改め、同表第5号中「64,680円」を「71,400円」に改め、同表第6号中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.12」を「1.2」に、「72,440円」を「85,680円」に改め、同表第7号中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.25」を「1.3」に、「80,850円」を「92,820円」に改め、同表第8号中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.4」を「1.5」に、「90,550円」を「107,100円」に改め、同表第9号中「400万円」を「420万円」に、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.5」を「1.7」に、「97,020円」を「121,380円」に改め、同表第10号中「600万円」を「520万円」に、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.7」を「1.9」に、「109,950円」を「135,660円」に改め、同表第11号中「800万円」を「620万円」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.9」を「2.1」に、「122,890円」を「149,940円」に改め、同表中

(12) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,000万円	2.1	135,820円
---------------------------------------	-----	----------

<p>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>			を
(13) 前各号のいずれにも該当しない者	2. 3	148,760円	

<p>(12) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>	2. 3	164,220円
<p>(13) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ</p>	2. 4	171,360円

((1) に係る部分を除く。)、 次号イ又は第15号イに該当する 者を除く。)			
(14) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,500万円 未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課 される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば 保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。) 又 は次号イに該当する者を除く。)	2. 5	178,500円	に
(15) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が2,000万円 未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課 される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば 保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。) に 該当する者を除く。)	2. 6	185,640円	
(16) 前各号のいずれにも該当しない者	2. 7	192,780円	

改め、同条第2項第1号中「19,400円」を「20,340円」に改め、
同項第2号中「32,340円」を「34,620円」に改め、同項第3号中
「45,270円」を「48,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
(保険料率等)			(保険料率等)		
第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。			第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。		
区 分	割 合	保険料率（年額）	区 分	割 合	保険料率（年額）
(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者	0.455	32,480円	(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者	0.5	32,340円
(2) 同項第2号に掲げる者	0.685	48,900円	(2) 同項第2号に掲げる者	0.65	42,040円
(3) 同項第3号に掲げる者	0.69	49,260円	(3) 同項第3号に掲げる者	0.75	48,510円
(4) 同項第4号に掲げる者	0.9	64,260円	(4) 同項第4号に掲げる者	0.9	58,210円
(5) 同項第5号に掲げる者	1.0	71,400円	(5) 同項第5号に掲げる者	1.0	64,680円
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	1.2	85,680円	(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	1.12	72,440円

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>			<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>		
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額</p>	<p><u>1. 3</u></p>	<p><u>92, 820円</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額</p>	<p><u>1. 25</u></p>	<p><u>80, 850円</u></p>

<p>についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ</u>、<u>第13号イ</u>、<u>第14号イ</u>又は<u>第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>			<p>についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>		
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたなら</p>	<p><u>1. 5</u></p>	<p><u>107, 100</u> 円</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたなら</p>	<p><u>1. 4</u></p>	<p><u>90, 550</u>円</p>

<p>ば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>			<p>ば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>		
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第</p>	<p><u>1. 7</u></p>	<p><u>121, 380</u> 円</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第</p>	<p><u>1. 5</u></p>	<p><u>97, 020</u>円</p>

<p>39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>			<p>39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。)</p>		
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 ア <u>合計所得金額が520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (政令第39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第12</u></p>	<p><u>1. 9</u></p>	<p><u>135, 660</u> 円</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 ア <u>合計所得金額が600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (政令第39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。)、次号イ又は<u>第</u></p>	<p><u>1. 7</u></p>	<p><u>109, 950</u> 円</p>

<p>号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p>			<p>12号イに該当する者を除く。)</p>		
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p><u>2. 1</u></p>	<p><u>149, 940</u> 円</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p><u>1. 9</u></p>	<p><u>122, 890</u> 円</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する</p>	<p><u>2. 3</u></p>	<p><u>164, 220</u></p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する</p>	<p><u>2. 1</u></p>	<p><u>135, 820</u></p>

<p>者</p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u>）</p>		<p>円</p>	<p>者</p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>に該当する者を除く。</u>）</p>		<p>円</p>
<p>(13) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各</u></p>	<p>2. 4</p>	<p><u>171,360</u> 円</p>	<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>2. 3</p>	<p><u>148,760</u> 円</p>

<p><u>号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</u></p>		
<p><u>(14) 次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額</u></p>	<p><u>2. 5</u></p>	<p><u>178,500</u></p> <p><u>円</u></p>

<p>についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p>		
<p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ</u></p>	<p>2. 6</p>	<p><u>185,640</u> 円</p>

<u>((1) に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)</u>		
(16) 前各号のいずれにも該当しない者	<u>2. 7</u>	<u>192, 780</u> 円

2 前項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 20, 340円
(2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 34, 620円
(3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 48, 900円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

2 前項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19, 400円
(2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32, 340円
(3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45, 270円